

# ひがし

通算第 121 号  
2026.6.15 No.37

## 部落差別解消推進法

2016年12月施行された部落解消推進法は、今年で10年目を迎えます。今月はこの法律がどんな法律であるかを復習してみようと思います。

### なぜできたのでしょうか？

なぜかというところ、部落差別は住んでいる地域などを理由に結婚や就職で差別が行われている日本固有の人権問題です。近年は、インターネット上の書き込みや暴露動画など、情報化の進展に伴って新たな形

### 基本的な考え方は？

すべての国民に基本的人権を保障する憲法の考えに基づき、第1条に「部落差別は現存し」「部落差別は許されない」と書き、差別のない社会の実現を目指しています。

### 国や自治体は何をするの？

○相談体制の充実  
国や地方自治体は、部落差別に関する相談に適切に応じるための体制整備に努めるものとされています。

### ○教育及び啓発

差別を解消するために必要な教育と啓発活動を積極的に行うことが定められています。

### ○実態調査

ため、国は部落差別の実態を調査することとされています。

### 課題はないのですか？

施工されて10年で、各地の自治体や人権団体では、部落差別問題への理解を深めるための取り組みや、インターネット上の悪質な情報に惑わされたいための啓発活動が強化されてきています。

しかし、この法律は理念法のため、違反時の罰則規定などがありません。インターネット上の差別書き込みなどに対する法規制の強化や、より実効性を持たせるための「改正法」を求める声も上がっている現状があります。

来月は九重町の取り組みを紹介したいと思います